

障害者総合支援法の施行について (対象となる難病の範囲等について)

1 障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

○障害者総合支援法における難病等の範囲は、当面の措置として、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲(※)として平成25年4月から制度を施行したうえで、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、見直しを行うものとする。

※ 同事業では、難病患者等のADLの向上のためホームヘルプ事業等を行っており、難治性疾患克服研究事業(臨床調査研究分野)の対象疾患(130疾患)及び関節リウマチがその対象範囲となっている。

2 制度の周知について

(1) 広報さっぽろ3月号

障害福祉サービス等の対象に新たに難病患者が追加されることを中心に、お知らせ記事(1ページ分)を掲載。

(2) 難病患者会等への説明

財団法人北海道難病連及び傘下団体(32団体)の会員を対象として説明会を開催。
日時:平成25年2月28日(木曜日)14:30から16:15
場所:札幌市身体障害者福祉センター

(3) 難病患者等居宅生活支援事業の利用者に対する申請勧奨

現行の難病患者等居宅生活支援事業(障害者総合支援法に移行することをもって廃止)の利用者に対し、年度内に個別周知。

(4) 難病関係医療機関への周知

医療機関から通院患者に周知してもらうよう協力要請。

(5) その他

- 市役所ホームページでの周知
- 障害福祉サービス事業者等への周知 など